

令和4年度

個別指導における 主な指摘事項（薬局）

東北厚生局

目 次

I 調剤全般に関する事項

- 1 処方箋の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 処方内容に関する薬学的確認・・・・・・・・・・ P 1
- 3 調剤済処方箋の取扱い・・・・・・・・・・ P 2
- 4 調剤録の取扱い・・・・・・・・・・ P 2

II 調剤技術料に関する事項

- 1 薬剤調製料・・・・・・・・・・ P 2
- 2 自家製剤加算・・・・・・・・・・ P 2
- 3 薬剤調製料の夜間・休日等加算・・・・・・・・ P 3

III 薬学管理料に関する事項

- 1 薬剤服用歴等・・・・・・・・・・ P 3
- 2 重複投薬・相互作用等防止加算・・・・・・・・ P 4
- 3 服薬管理指導料・・・・・・・・・・ P 4
- 4 薬剤情報提供文書・・・・・・・・・・ P 4
- 5 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳・・・・・・・・ P 5
- 6 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等・・・・・・・・ P 5
- 7 麻薬管理指導加算・・・・・・・・・・ P 5
- 8 特定薬剤管理指導加算・・・・・・・・・・ P 5
- 9 乳幼児服薬指導加算・・・・・・・・・・ P 6
- 10 吸入薬指導加算・・・・・・・・・・ P 6
- 11 かかりつけ薬剤師指導料・・・・・・・・・・ P 6
- 12 外来服薬支援料・・・・・・・・・・ P 6

IV 事務的事項

- 1 届出事項・・・・・・・・・・ P 6
- 2 掲示事項・・・・・・・・・・ P 7

V その他

- 1 保険請求に当たっての請求内容の確認・・・・・・・・ P 7
- 2 関係法令の理解・・・・・・・・・・ P 7
- 3 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合・・ P 7

令和4年度 個別指導における主な指摘事項（薬局）

I 調剤全般に関する事項

1. 処方箋の取扱い

- (1) ファクシミリにより電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
処方箋を交付した保険医療機関において、患者等以外の者から処方箋の受領を行っている。
- (2) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 保険医の署名又は記名・押印がない。
 - ② 保険医療機関の所在地、名称の記載がない。
 - ③ 所定事項（保険者番号・被保険者記号番号・性別・区分等）の記載がない。
 - ④ 「処方」欄中の「変更不可」欄に「√」又は「×」が記載されているにもかかわらず、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない。
 - ⑤ 処方箋の使用期間を超過している。
- (3) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 用量の記載が不適切である。
 - ② 用法の記載がない。
 - ③ 用法の記載が不適切である。

2. 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ⑤ 過量投与が疑われるもの
- ⑥ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
- ⑦ 倍量処方が疑われるもの
- ⑧ 重複投薬が疑われるもの
- ⑨ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
- ⑩ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの

制限日数を超える処方

- ⑪ 漫然と長期にわたり処方されているもの
 - ア 漫然と長期にわたる処方
 - イ 月余にわたるビタミン製剤の処方

3. 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない、不適切な又は不明瞭な例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬局の所在地
- ③ 保険薬局の名称
- ④ 保険薬剤師の記名・押印

(2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない、不適切な又は不十分な例が認められたので改めること。

- ① 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
- ② 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その照会先及び回答内容

4. 調剤録の取扱い

(1) 調剤録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

調剤録がない。

(2) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項を記載していない。(ただし、調剤済となった処方箋又は薬剤服用歴に同様の事項が記入されている場合を除く。)

薬剤師法第23条第2項の規定により医師、歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容

- ② 修正前の記載内容を二本線で抹消したのではなく、貼紙により修正している(修正前の記載内容が判読不能である)。

II 調剤技術料に関する事項

1. 薬剤調製料

薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。

2. 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録等に製剤工程を記載していない。

- ② 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

3. 薬剤調製料の夜間・休日等加算

薬剤調製料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

当該加算の対象とならない日又は時間帯において調剤を行った場合に算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1. 薬剤服用歴等

薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。
- ② 同一患者の薬剤服用歴等について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。
- ③ 次の事項の記載がない、不適切である又は不十分である。
 - ア 患者の基礎情報
 - ・ 住所
 - ・ 必要に応じて緊急連絡先
 - イ 処方及び調剤内容等
 - ・ 調剤日
 - ・ 処方内容に関する照会の要点等
 - ウ 患者の体質
 - ・ アレルギー歴
 - ・ 副作用歴
 - ・ その他
 - エ 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - オ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - カ 疾患に関する情報
 - ・ 傷病名
 - ・ 既往歴
 - ・ 合併症
 - ・ 他科受診において加療中の疾患に関するもの
 - キ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
 - ク 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - ケ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - コ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

サ 服薬指導の要点

シ 手帳活用の有無

手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無

ス 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

セ 指導した保険薬剤師の氏名

2. 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
- ② 薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。

3. 服薬管理指導料

(1) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

疾患に関する情報（傷病名）

(2) 継続的服薬指導に関して、患者に対して指導等を実施した場合には、その要点について薬剤服用歴等に記載していないので改めること。

(3) 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴等を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴等に記載すること。

4. 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 次の事項の記載がない又は不十分である。

ア 用法

イ 効能、効果

ウ 副作用

エ 相互作用

オ 服用及び保管取扱い上の注意事項

② 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

③ 効能・効果等に関する記載について、誤解を招く表現となっている又は調剤した薬剤と関係のない事項を記載している。

5. 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。

手帳に次の事項の記載がない又は不十分である。

- ア 副作用、相互作用、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等
- イ 必要に応じて服用に際して注意すべき事項

6. 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.2 版」に準拠していない。（※令和 5 年 5 月 6.0 版に改定）

ア 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。

イ（8 文字以上の場合）パスワードの要件として、英数字・記号を混在させた 8 文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも 2 ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。

ウ 特定の ID を複数の職員（非常勤薬剤師、事務職員）が使用している。

7. 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況又は保管状況を定期的に確認していない。
- ② 残薬の取扱い方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。
- ③ 麻薬による鎮痛等の効果、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行っていない。
- ④ 薬剤服用歴等に指導の要点の記載がない又は不十分である。

8. 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ③ 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である。
 - ア 副作用の有無等を客観的に判断する患者の情報の記載が不十分である。

イ 記載内容が画一的であるため、実際に行った指導の内容を適切に記載すること。

- ④ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

9. 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等又は手帳に記載がない。
- ② 薬剤服用歴等又は手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない又は不十分である。

10. 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に添付又は記載していない。
- ② 保険医療機関からの求めがない場合又は患者若しくはその家族等の求めがあった場合に医師の了解を得ずに算定している。

11. かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者に勤務表を渡していない。

12. 外来服薬支援料

外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨又は一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。

IV 事務的事項

1. 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに東北厚生局に届け出ること。

- ① 管理薬剤師の異動
- ② 保険薬剤師の異動
- ③ 開局時間の変更
- ④ 開設者の所在地の変更

2. 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 東北厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない又は誤っている。
- ② 明細書の発行状況に関する事項について
 - ア 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
 - イ 明細書の発行状況に関する事項の掲示が誤っている。
 - ウ 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない又は患者からの求めがあったときに交付するとなっている。
- ③ 後発医薬品調剤体制加算関係
 - ア 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。
 - イ 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

V その他

1. 保険請求に当たっての請求内容の確認

保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が行われていない。

2. 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

3. 指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合

開設者は、今回の指導結果の内容を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について状況の把握を行い、業務内容等について必要な改善を行う等、保険調剤の質的向上及び一層の適正化を図ること。